土木工事積算基準の	改定・追加・訂正
-----------	----------

適用年月日(令和5年(2023年)12月1日以降積算基準日適用)

区 分	ページ	改定	現 行	備考
道 302-010 302-010 万設 平	付属-5	302-010 ガードケーブル設置工 土木工事様性精弾基準書(通路線)第以網 通路 第2章 付属施設 防護網設置工の-1ガードケーブル設置工 を連用するにあたっての信息事項 (品配) (注)1. 中間端末支柱の建立は、強木支柱の歩街を連用のこと。 2. 端末支柱なり中間端末支柱は基礎コンリットを一度工設置(プレモエスト製品等)とし、 が打製成 [軍団 エード表 2 4 1 ガードケーブル(業支柱(基礎 プロック含み)」、設置歩桁は、 「802-010-03 端末支柱(基礎付) 設置・借去」による。なお、理學条件策により現場打コンリリニトとよる場合は、土木工事授運規算業主責(運路機)乗収援、運発、第2章 付票施設 防護棚設置工 の-1ガードケーブル設置工による。	302-010 ガードケーブル設置工 土木工事様件積減基準高(適路間)取扱 第2章 付属施設 防護輔設置工の-1ガードケーブル設置工 を連用するにあたって的電音項(前組) (注)1. 中間操作文柱の建立は、端末文柱の少野を適用のこと。 2. 端末文柱の施工党財には「コンクリートを減し、「東京工程の企業は「東京コンクリートよ」、規則打ち と、プロック、「大製品」、「投資社、施工性の企業を行い、「フェックトする場合は、「単価コード表 2.4 - 1ガードケーブル端末支柱(基礎プロック含み)」による。また。プロックの設置が併は、 「302-020-03 端末支柱(基礎付)設置・撮会」による。	プヤ原に改レス則伴定キト化い